

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例		
主管課	税務課		
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（平成20年4月30日公布） 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年4月30日公布、10月1日施行）		
【改正の概要】	<p>1 個人県民税における寄附金税制の規定整備（平成21年度分の個人県民税から適用）</p> <p>(1) 控除方式の改正（所得控除方式 税額控除方式）</p> <p>(2) 対象寄附金×10%（うち県民税4%）を税額控除</p> <p>(3) 寄附金控除の上限額の引上げ（総所得金額の25% 30%）</p> <p>(4) 適用下限額の引下げ（10万円 5,000円）</p> <p>(5) 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（いわゆる「ふるさと納税」） 地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額（5,000円）を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除</p> <p>2 公益法人制度改革に伴う規定整備</p> <p>(1) 法人事業税所得割、法人住民税法人税割 収益事業課税の範囲等について、国税と同様の扱いとする。</p> <p>ア 公益社団・財団法人 収益事業により生じた所得のみ課税</p> <p>イ 一般社団・財団法人 すべての所得に対し課税（非営利型法人については、収益事業により生じた所得のみ課税）</p> <p>(2) 法人事業税 公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税する。</p> <p>3 証券税制の見直しに伴う規定整備</p> <p>(1) 上場株式等の配当所得に対する課税 軽減税率を平成20年12月31日で廃止する。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、100万円までの上場株式等に係る配当については、軽減税率を適用する。</p> <p>(2) 上場株式等の譲渡所得等に対する課税 軽減税率を平成20年12月31日で廃止する。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、500万円までの上場株式等に係る譲渡益については、軽減税率を適用する。</p> <p>4 法人事業税の税率改正（平成20年10月1日以後に開始する事業年度分から適用） 税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税（国税）が創設されたことに伴い、法人事業税（所得割・収入割）の税率を引き下げる。</p> <p>(1) 外形対象法人 7.2% 2.9%</p> <p>(2) 外形対象外法人 9.6% 5.3%</p> <p>(3) 収入金額課税法人 1.3% 0.7%</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 個人県民税における肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、売却頭数に制限を設けた上で、適用期限を3年間延長する。</p> <p>(2) その他所要の規定整備</p>		
施行日	1 平成21年4月1日	4 平成20年10月1日	
	2 平成20年12月1日	5 (1)平成22年1月1日	
	3 平成21年1月1日		
【その他参考事項】	<p>地方法人特別税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人事業税（所得割・収入割）の一部（2.6兆円）を分離して創設 ・課税標準は、法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分） ・都道府県が賦課徴収 ・平成20年10月1日以後に開始する事業年度分から適用 <p>地方法人特別譲与税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方法人特別税の税収を、都道府県に譲与 ・譲与基準は、人口（1/2）及び従業者数（1/2） ・平成21年度から譲与 		